

画像を含む意匠

〔審査基準抜粋〕

2020/06/01

斎藤国際特許事務所

I. 意匠法の改正概要

意匠登録の対象となる「意匠」は、「物品（物品の部分を含む。以下同じ。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合であって、視覚を通じて美感を起こさせるもの」であり、技術的思想の創作である「発明」や「考案」を保護する特許や実用新案登録とは異なります。

意匠登録はこれまで、形状を少し変えれば侵害にならないと誤解され、あまり利用されていませんでしたが、令和元年5月の意匠法改正（令和2年4月施行）において意匠登録の保護対象が拡げられ、また、意匠権の強化が図られました。その法改正において、新たに**画像の意匠**が、保護対象に加えられ、**画像そのもの**について意匠登録を受けることができるようになりました。

以下に、「**画像を含む意匠**」につき、審査基準の該当部分を抜粋して説明します。図面等はすべて、審査基準からの引用です。

II. 画像を含む意匠

1. 画像を含む意匠

意匠法においては、従来、物品のみが保護対象とされていましたが、平成18年の意匠法改正で、「物品の操作の用に供される画像」が、物品の部分の意匠として保護対象にふくめられました。そして、令和元年の意匠法改正により、新たに「画像自体」が意匠登録の対象になり、物品から離れた画像それ自体も保護対象に含まれることになりました。従って、令和元年の意匠法改正以降、画像を含む意匠については、以下の2通りの登録方法が可能になりました。

- (1) 画像意匠（物品から離れた画像自体）として保護を受ける方法（以下このような意匠を「**画像意匠**」とします。）・・・画像が表示される対象は問いません。
- (2) 物品又は建築物の部分としての画像を含む意匠として保護を受ける方法（以下、このような意匠を「**物品等の部分に画像を含む意匠**」と

します。)・・・物品又は建築物と一体的に創作された画像が保護されます。

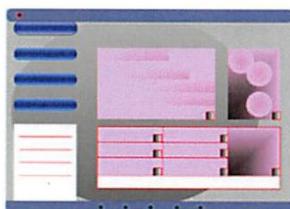
*以下、上記(1)及び(2)をまとめて、「画像を含む意匠」とします。

2. 画像意匠

(1) 画像意匠とは、その画像を表示する物品や建築物を特定することなく、画像それ自体を意匠法による保護の客体とする意匠のことをいいます。意匠法第2条は、意匠法による保護の対象となる画像を、次の2点に限定しています。

- 1) 機器の操作の用に供される画像(以下、「操作画像」といいます。)
- 2) 機器がその機能を発揮した結果として表示される画像(以下、「表示画像」といいます。)

<操作画像に該当する画像の例>



「商品購入用画像」
(ウェブサイトの画像)



「アイコン用画像」
(クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン)

<表示画像に該当する画像の例>



「医療用測定結果表示画像」

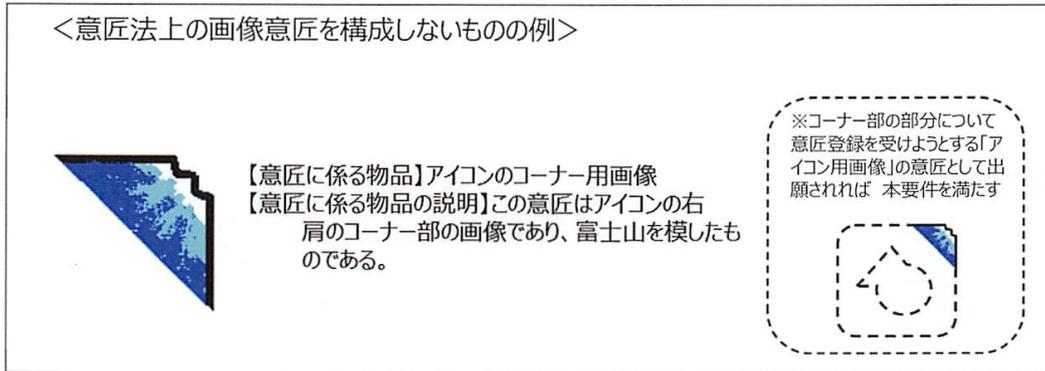


「時刻表示画像」(壁に投影された画像)

(2) 画像意匠として出願されたものが、意匠法上の画像意匠を構成するためには、一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、「操作画像」又は「表示画像」に該当するものでなければなりません。

よって、例えば以下の例のように、アイコンの一部のみを意匠登録出願の

対象とした場合（アイコンとして出願され、その一部の部分について意匠登録を受けようとするものの場合を除く。）のように、出願されたものが、「操作画像」にも、「表示画像」にも該当しない場合は、意匠法上の意匠に該当しないと判断されます。

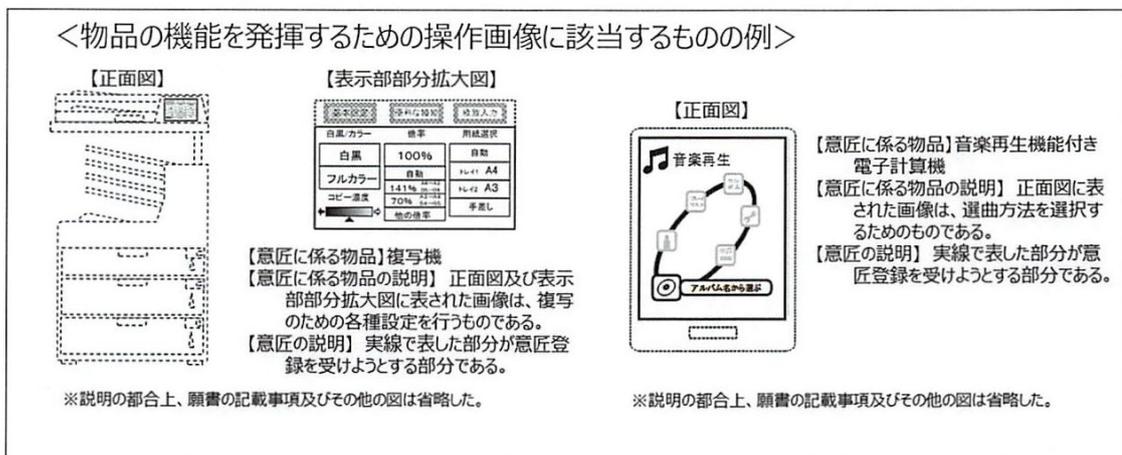


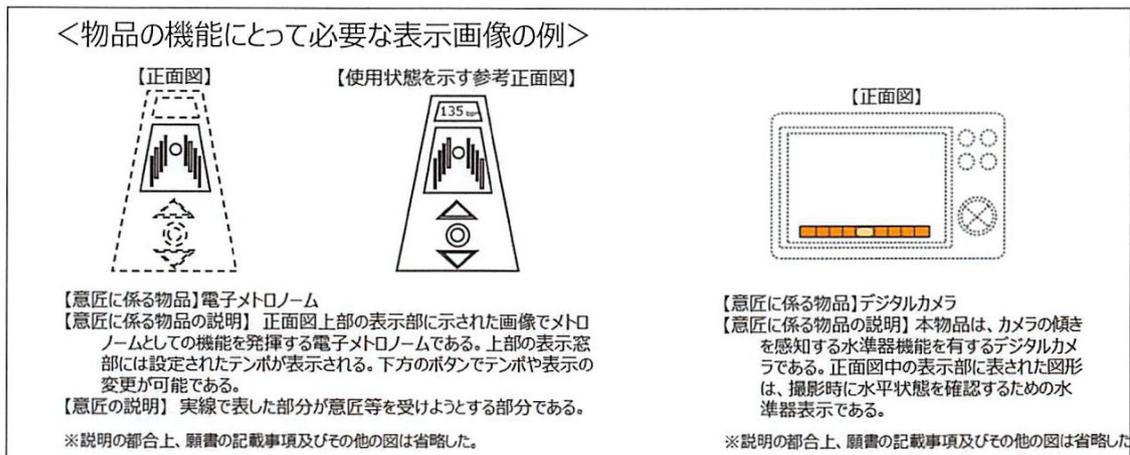
3. 物品等の部分に画像を含む意匠

（1）物品の部分としての画像を含む意匠

物品の部分としての画像を含む意匠を構成するものは、物品に記録され、物品の表示部に示された、以下の（1）又は（2）の少なくともいずれか一方に該当する画像です。

- 1) 画像を表示する物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの（以下、「**物品の機能を発揮するための操作画像**」といいます。）
- 2) 画像を表示する物品の機能を果たすために必要な表示を行うもの（以下、「**物品の機能にとって必要な表示画像**」といいます。）





(2) 建築物の部分としての画像を含む意匠

令和元年意匠法改正以前、建築物は意匠法の保護対象ではなかったことから、建築物の部分としての画像を含む意匠については、意匠法による保護はなされていませんでした。意匠法上、建築物の形状等と物品の形状等の扱いには違いがないことを考慮すると、建築物の部分としての画像を含む意匠についても意匠法による保護の対象となり、これを構成するものは、建築物に記録され、建築物の表示部に示された、以下の(1)又は(2)の少なくともいずれか一方に該当する画像であります。

- 1) 画像を表示する建築物の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供されるもの（以下、「**建築物の機能を発揮するための操作画像**」といいます。）
- 2) 画像を表示する建築物の機能を果たすために必要な表示を行うもの（以下、「**建築物の機能にとって必要な表示画像**」といいます。）

*上記(1)、(2)のいずれにも該当しない画像（例えば、映画やゲーム等のコンテンツ）は、建築物の部分としての画像を含む意匠を構成するものとはされません。

4. 画像を含む意匠の意匠登録出願の願書及び図面等の記載事項

画像意匠と、物品等の部分に画像を含む意匠とでは、願書及び図面等に記載しなければならない事項が一部異なっています。以下、それぞれについて、出願人が願書や図面等の記載上留意すべき点について示します。

(1) 画像意匠の願書及び図面等

1) 「意匠に係る物品」の欄の記載

画像意匠について意匠登録出願する場合は、「意匠に係る物品」の欄に、画像の具体的な用途を明確に記載する。

<記載例>

情報表示用画像、コンテンツ視聴操作画像、取引用画像、学習用画像、音量設定用画像、数値入力用画像など・・・

<画像用の部品等である場合の記載例>

インジケータ用画像、トグルボタン用画像、スクロールバー用画像、チェックボックス用画像、ツールバー用画像、ドロップダウンリスト用画像、テキストボックス用画像、プログレスバー用画像、アイコン用画像、タブ用画像など・・・

*上記の「～用画像」を「～用GUI」と記載しても問題ありません。また、「操作画像」、「表示画像」又は「GUI」との記載であっても、願書の「意匠に係る物品の説明」及び願書に添付した図面等の記載を総合的に判断し、「操作画像」については、どのような操作のための画像で、どのように操作するのか、また、「表示画像」については、機器のどのような機能を発揮した結果として表示された画像であるかが明らかである場合には、問題とされません。

<不適切な記載の例>

画像意匠、画像 など・・・

2) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

画像意匠について、「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、画像の用途を明確にすることができない場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、画像の用途の理解を助けることができるような説明を記載する。操作画像として保護を受けようとする場合であって、「意匠に係る物品」の欄の記載及び図面からではどのような操作のための画像か、また、画像をどのように操作するのか、という点が明らかでない場合は、これらの点を明らかにするための説明を記載する。表示画像として保護を受けようとする場合であって、図面のみでは機器のどのような機能を発揮した結果として表示された画像で

あるかが明らかでない場合は、この点を明らかにするための説明を記載する。

3) 「意匠の説明」の欄の記載

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、第Ⅲ部第1章「工業上利用することができる意匠」3. 「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。なお、変化する画像意匠について、図面等の記載のみでは変化の順序又は変化の様相が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載する。

4) 図面等の記載

画像意匠について保護を受けようとする場合は、画像が平面的なものである場合は【画像図】を用いて意匠登録を受けようとする画像を表す。画像が立体的なものである場合は、【画像正面図】、【画像平面図】、【画像左側面図】等、【画像〇〇図】を用い、意匠登録を受けようとする画像を表す。また、画像意匠全体ではなく画像の一部について意匠登録を受けようとする場合は、「意匠登録を受けようとする部分」の形状等、「意匠登録を受けようとする部分」の画像全体における位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明らかとなるよう表す。なお、意匠登録を受けようとする部分の特定に必要な場合は、「意匠の説明」の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明を加える。

<平面的な画像の出願例>

【画像図】



【意匠に係る物品】 医療用測定結果表示用画像
【意匠に係る物品の説明】 この画像は対象者に取り付けた医療用測定器のデータを表示するための画像であり、心電図、心拍数、血圧等のデータを表示するものである。各測定値において設定した条件に合わせ、周囲の枠の色を変化させることで、遠くから見た場合でも直感的に計測結果の状況を知ることができる。

※説明の都合上、その他の願書の記載事項は省略した。



(2) 物品等の部分に画像を含む意匠の願書及び図面等

1) 「意匠に係る物品」の欄の記載

物品等の部分に画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、その画像が表示されている物品の名称又は建築物の用途を願書の「意匠に係る物品」の欄に記載します。

なお、付加機能を有する電子計算機の場合には、「〇〇機能付き電子計算機」と記載します。

(注) この場合の「〇〇機能」は、その画像に係る機能であって、電子計算機への付加により実現される物品に相当する機能であり、例えば、「カメラ機能付き電子計算機」のように、用途及び機能が明確な一の物品の機能と同等の一の機能を記載します。

2) 「意匠に係る物品の説明」の欄の記載

物品等の部分に画像を含む意匠について、「意匠に係る物品」の欄の記載だけでは、その物品又は建築物の使用の目的、使用の状態等が分からな

い場合は、それらの理解を助けることができるような説明を、願書の「意匠に係る物品の説明」の欄に記載する。

物品の機能を発揮するための操作画像又は建築物の機能を発揮するための操作画像（以下、「物品等の機能を発揮するための操作の画像」という。）として保護を受けようとする場合であって、「意匠に係る物品」の欄の記載及び図面からではその物品又は建築物のどのような機能を発揮できる状態にする操作のための画像か、また、画像をどのように操作するのか、という点が明らかでない場合は、これらの点を明らかにするための説明を記載する。物品の機能にとって必要な表示画像又は建築物の機能にとって必要な表示画像（以下、「物品等の機能を果たすために必要な表示を行う画像」という。）として保護を受けようとする場合であって、図面等のみでは物品又は建築物のどのような用途及び機能を果たすために必要な表示を行う画像であるかが明らかでない場合、又は、画像の用途及び機能が明らかでない場合は、これらの点を明らかにするための説明を記載する。

3) 「意匠の説明」の欄の記載

「意匠の説明」の欄の記載方法については、物品の意匠の意匠登録出願の場合と同様であることから、第三部第1章「工業上利用することができる意匠」3. 「意匠が具体的なものであること」を参照されたい。

なお、形状等が変化する物品等の部分に画像を含む意匠について、図面等の記載のみでは変化の順序又は変化の様相が明らかでないときは、これらについての説明を「意匠の説明」の欄に記載する。

4) 図面等の記載

物品等の部分に画像を含む意匠について保護を受けようとする場合は、図面には【正面図】、【平面図】、【左側面図】等を用いつつ物品又は建築物を表し、物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合は少なくとも「意匠登録を受けようとする部分」の形状等、「意匠登録を受けようとする部分」の物品又は建築物の全体における位置、大きさ、範囲及び「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が明らかとなるよう表す。なお、意匠登録を受けようとする部分の特定に必要な場合は、「意匠の説明」の欄に意匠登録を受けようとする部分を特定するための説明を加える。

表示部を含め織物地のように平面的なものである場合は、物品を【表面

図】及び【裏面図】としてもよい。また、【画像図】又は【画像正面図】等の【画像〇〇図】は、物品を離れた画像自体を表す図として用いられることから、これらの図については物品等の部分に画像を含む意匠を表すためには用いない。

5. 一意匠一出願の要件に係る考え方

意匠法第7条は、意匠登録出願は一意匠ごとにしなければならないと規定しており、画像を含む意匠の意匠登録出願についても、当該要件を満たさなければならない。一般的な判断基準については、第Ⅱ部第2章「意匠ごとの出願」を参照されたい。審査官は、意匠登録出願が、願書の記載及び願書に添付した図面等を総合的に判断した場合に、例えば以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、一意匠とした意匠登録出願に該当しないと判断する。

(1) 二以上の画像の用途、建築物の用途又は物品を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載した場合 (2) 図面等において二以上の画像を表した場合 ただし、組物の意匠の意匠登録出願である場合や、変化する画像等として一意匠と認められる場合を除く。

ただし、審査官は、画像を含む意匠の一意匠一出願の要件の判断においては、画像の性質を踏まえ、以下の各点を考慮して判断する。

5.1 「意匠に係る物品」の欄の記載における一意匠の考え方 5.1.1 画像意匠の場合 審査官は、画像意匠の意匠登録出願において、例えば二以上の異なる画像の用途を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したものは、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。ただし、審査官は、当該二以上の用途が同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、それら複合的な用途を持つ画像と認定し、一意匠とした出願と扱う。

5.1.2 物品等の部分に画像を含む意匠の場合 審査官は、物品等の部分に画像を含む意匠であって、「意匠に係る物品」の欄に二以上の物品又は建築物の用途等を並列して記載したものは、二以上の意匠を包含した意匠登録出願と判断する。なお、付加機能を有

する電子計算機の画像を含む意匠の意匠登録出願において、二以上の異なる付加機能を願書の「意匠に係る物品」の欄に並列して記載したのも、意匠ごとにした意匠登録出願と認められない。ただし、当該二以上の付加機能が、同時に表示、使用される一の画像に係るものである場合は、この限りではない。

5.2 図面等の記載における一意匠の考え方

5.2.1 意匠ごとに出願されていないものの例

審査官は、意匠登録出願が、例えば以下に該当する場合は、二以上の意匠を包含し、意匠ごとにした意匠登録出願に該当しないと判断する。

(1) 一の意匠登録出願の図面等に、二以上の異なる画像を含む意匠が表されている場合

(2) 物品又は建築物の部分について意匠登録を受けようとする意匠の中に、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている場合

<二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれている画像意匠の例>

5.2.2 図面等に、二以上の異なる画像を含む意匠が表されている場合の一意匠の判断における考え方

図面等に、二以上の異なる画像を含む意匠が表されている場合の一意匠の判断は、一般的な判断手法を記載した、第Ⅱ部第2章「意匠ごとの出願」2.1「二以上の物品を表したものであるか否かの判断」における(1)「二以上の物品等に該当するか否かの判断における考え方」の①及び②に準じて判断を行う。

5.2.3 一意匠と取り扱う、分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」

審査官は、以下のいずれかに該当する場合は、物理的に分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」が含まれているものであっても、一意匠と取り扱う。

(1) 形状等の一体性が認められる場合 分離した二以上の「意匠登録を受けようとする部分」であっても、対称となる図形から構成される場合や、一組となる図形から構成される場合のように、関連性をもって創作されるものは、形状等の一体性が認められる。

<形状等の一体性が認められるものの例>

